

7-2 低炭素建築物新築等計画の認定基準

2012年12月より、「都市の低炭素化の促進に関する法律」(低炭素法)にもとづき、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」(低炭素建築物認定基準)が施行されました。この基準は、住宅と建築物の省エネルギー基準を上回るレベルの省エネ措置が求められます。この認定を受けることにより、建築物の容積率の緩和や税制などの優遇を受けることができます。この認定を受けるためには、以下の3つの基準に適合しなければなりません。

1. 外皮性能の基準

住宅・建築物ともに、省エネルギー基準と同じ基準が定められています。すなわち、住宅では外皮平均熱貫流率の基準と冷房期の平均日射熱取得率の基準、建築物ではPALの基準に適合することが求められます。

2. 一次エネルギー消費量の基準

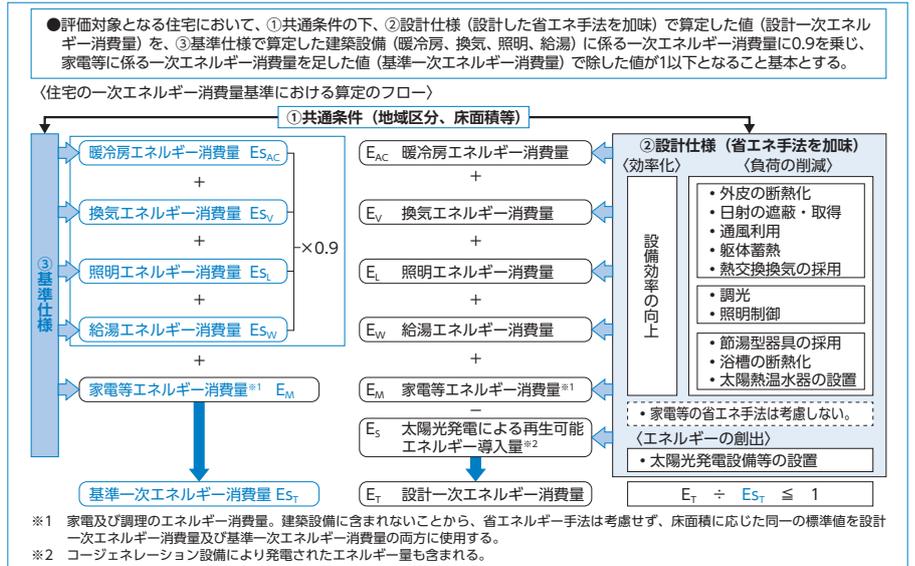
住宅・建築物ともに、省エネルギー基準と同様の基準が定められています。ただし、一次エネルギー消費量の基準値は、省エネルギー基準の基準値に0.9を乗じた値に設定されています(事務機器、家電の一次エネルギー消費量を除く)。つまり、省エネルギー基準に比べて10%以上の省エネ化が求められます。

3. その他の基準

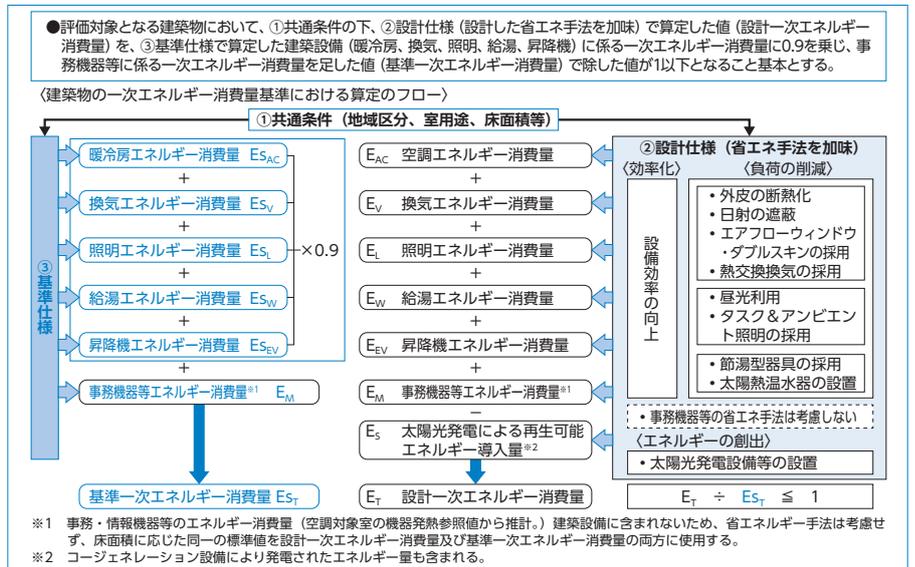
次の①～⑧のうちから2つ以上を採用するか、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めることが求められます。

- ① 節水に関する取り組み(節水便器、節水水栓、食器洗浄機)
- ② 雨水などの利用(雨水、井戸水、雑排水)
- ③ エネルギー管理に関する取り組み(HEMS、BEMS)
- ④ 再生可能エネルギーの発電設備及び蓄電池
- ⑤ ヒートアイランド対策(敷地緑化、屋根面緑化、壁面緑化、高反射塗装)
- ⑥ 劣化対策
- ⑦ 木造
- ⑧ 高炉セメントなどの利用

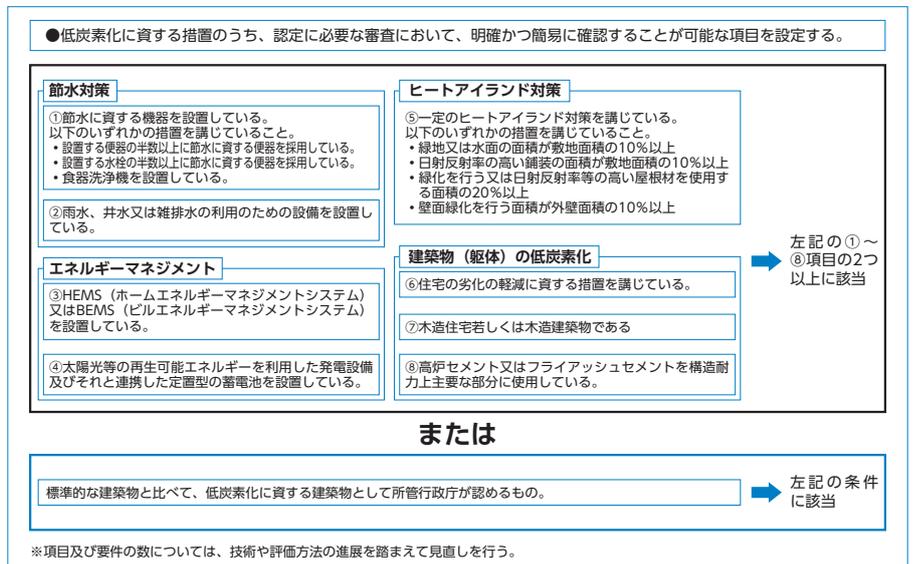
●住宅の一次エネルギー消費量基準の考え方



●建築物の一次エネルギー消費量基準の考え方



●その他の低炭素化に資する措置に関する事項の概要



出典:国土交通省「省エネルギー基準改正の概要」より